

地域共生社会の 実現に向けた隣保館の 取組事例集

令和7年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

地域共生社会の実現に向けた隣保館の在り方に関する調査研究事業

はじめに

「地域共生社会の実現に向けた隣保館の在り方に関する調査研究事業」では、各地の隣保館および有識者等の協力を得て、多様な観点から地域共生社会の実現に資する特徴的な取組を行う隣保館を対象にヒアリング調査を実施しました。

本事例集は、少子高齢化や財政状況の変化など、隣保館を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域共生社会の実現に向けた取組を積極的に展開している隣保館の実践の一部を紹介するために作成しました。

本事例集が、自治体職員および全国の隣保館職員の皆様をはじめ、地域共生社会の実現に取り組む方々にとって、今後の隣保館の在り方や機能強化等を検討する際の一助となれば幸いです。

菊川市立協和会館の基本情報

- 設立年：1964年
- 職員数：2名
- 職員の主な保有資格等：館長は地域の寺院の住職と隣保館職員を兼務
- 外部人材の活用実態：買い物支援等にボランティアの協力を得ている
- 実施している事業：相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、その他の自主事業（高齢者買い物支援事業）



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

社会福祉協議会に生活支援コーディネーターが配置されたことを契機に、地域の敬老会で住民への聞き取り調査を実施した。菊川市立協和会館周辺は山間部で、交通手段がコミュニティバスに限られているため、運転ができない高齢者にとっては、重い物や大きい物の購入が困難など、買い物に大きな不便や負担がある実態が明らかとなった。こうした状況を社会福祉協議会等の関係機関と共有し、必要な施策の検討につなげた。

■ 取組概要

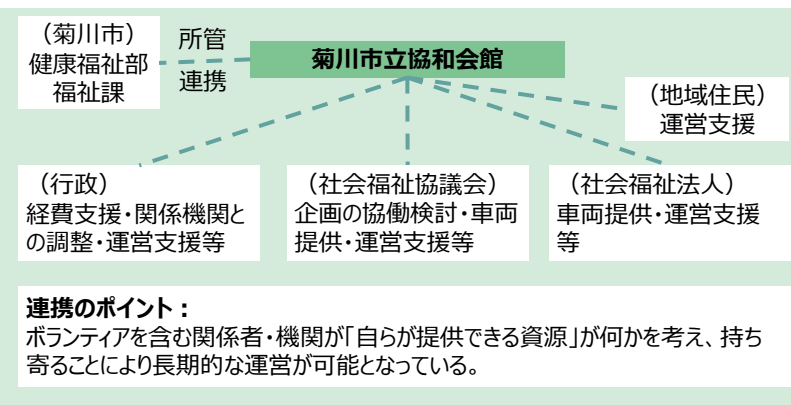
社会福祉協議会との協議を重ねた結果、協和会館が中心となってボランティアの募集や運営全般を担い、社会福祉協議会、地域の社会福祉法人（福祉車両の提供）、ボランティア（付き添い）等の協力を得て、2018年より「買い物支援事業」を開始した。毎月1回、独居高齢者や高齢者夫婦など、買い物が困難な住民に対し、買い物のための交通手段を提供している。さらに2022年度からは予算や車両体制の充実が図られ、年4回、近隣市での買い物を楽しむ「わくわくツアー」も実施している。

■ 成果と課題

買物支援やわくわくツアーを通して、隣保館職員が以前にも増して地域住民と密に関わるようになっていく。わくわくツアーは住民の声を聞きながら企画しており、継続的なコミュニケーションのきっかけとなっている。買い物困難という住民の日常生活上の課題の軽減に加えて、事業を通じた継続的なコミュニケーションをきっかけに、家にこもりがちの方にも外に出られるようになる等の効果創出も図られている。

さらに、事業を通して市および社会福祉協議会との連携が更に密になり、関係機関とのコミュニケーションも円滑化している。関係機関の研修生も事業に参加する等、人材育成の場としても機能している。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



■ 今後の展望～職員より～

買物支援事業は、地域住民とのコミュニケーションの増加に加え、市や社会福祉協議会等、地域の関連機関との連携の質の向上にもつながっています。

今後もこの事業を継続していくことはもちろんですが、地域には他にも、少子高齢化・過疎化による人材不足や空き家の増加等、様々な課題があります。今後はこうした課題についても、隣保館としてできることを考え、魅力ある地域づくりに貢献したいと考えています。

総持寺いのち・愛・ゆめセンターの基本情報

- 設立年：1974年
- 職員数：6名
- 職員の主な保有資格：隣保事業士、人権擁護士（大阪府知事認定資格）等
- 外部人材の活用実態：様々な事業を地域住民や地域の関係団体等の協力を得て実施。地域のNPO法人への委託や、社労士等の外部専門家との契約により実施する事業もある。
- 実施している事業：調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業を総合的に実施している。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

総持寺いのち・愛・ゆめセンターでは、地域の取組が相互に関連する側面があることをふまえて、センターがハブ機能を担いながら多様な事業を総合的に実施している。各事業はセンター独自で行うのではなく、必要に応じて委託の形式を導入し、特定非営利活動法人三島コミュニティ・アクションネットワーク（M-CAN）をはじめとする地域課題に精通したNPO法人等が主体となって実施している。

■ 取組概要

地域交流促進事業・相談機能強化事業を特定非営利活動法人三島コミュニティ・アクションネットワーク（M-CAN）と連携し実施している。月1回程度の企画会議を積み重ね、その時々地域課題に即した対応ができるよう取組を企画している。

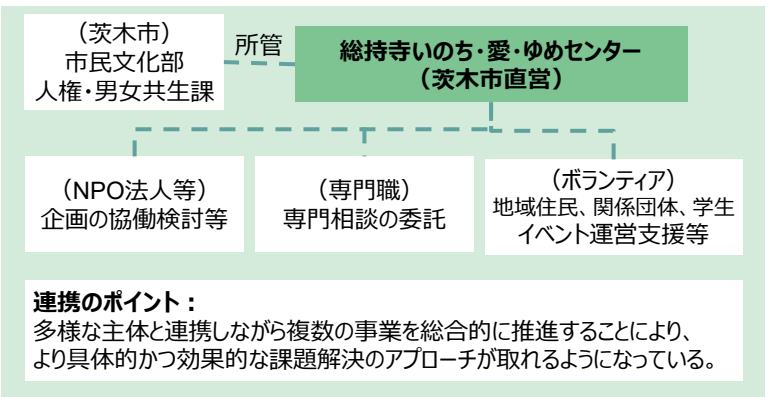
地域交流促進事業の一例として、「みしま・まちの玉手箱」をセンター利用者及び周辺地域住民との地域交流を目的として開催。10回以上の開催を積み重ね、センターを利用するきっかけや自己表現の場として活用されている。（もともと地域の精神科の病院で実施されていた）「菜の花卓球大会」も恒例行事の一つであり、地域に縁のある多様な人々の出会いの場、つながりの場、居場所として活用されている。他、「コミュニティバザー・おたがいさまフェア」、「識字・日本語教室」等々、多様な企画を展開している。

相談事業はセンターの総合相談員、M-CANの相談担当者が地域の関係機関や民生委員、福祉委員等と連携し実施。相談は、傾聴と共感が求められるケース、複数の課題が複合化したケース、支援を求めること自体に不安を抱いているケース等、多様である。相談者に寄り添いチームで対応するとともに、週末や夜間の相談も受け付け、相談しやすい環境を整えている。

■ 成果と課題

地域交流促進事業は多種多様な交流の場を企画・運営することでセンターと関わる人の多様性も増し、様々な背景の人々の相互理解にも役立っている。相談事業は漠然とした不安や生きづらさを抱える方に寄り添うことで、本人が気づいていなかった課題を整理したり、不安の緩和につなげている。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



■ 今後の展望～職員より～

現在、当センターでは多様な機関や専門家と連携しながら事業を進めています。今後も様々な人々とつながりながら事業を進めていきたいと考えています。時代の流れとともに地域の課題は変わっていきますから、当事者の声を聞きながら、機敏に変化に対応していくことが必要です。その一環として、「課題」への取組ももちろんですが、“こうありがたい、こうあってほしい”という願いや想いを具体的な活動につなげられるような取組も展開していきたいと考えています。

和泉市人権文化センターの基本情報

- 設立年：1977年
- 職員数：9名
- 職員の本職保有資格：看護師、保育士、教員免許、図書館司書等
- 外部人材の活用実態：子ども、高齢者、障がい者、マイノリティや外国人等の支援を、それぞれの領域に強みを持つ地域の実情に精通している事業者やNPO法人等に委託して実施する。センター内の図書館では有償ボランティアが運営に携わっている。
- 実施している事業：社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業等、幅広く実施している。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

地域では、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人やマイノリティ等、相談ニーズが多様化・複合化し、必ずしも部落差別に限定されない課題が増加していた。そのため、地域の実情に精通した多様な機関・団体の専門性を活かし、柔軟で継続的な相談支援体制を構築することが求められていた。こうした状況を踏まえ、地域福祉計画において人権文化センターを「みんなが生活しやすいまちづくり」を進める拠点と位置づけ、多機関と連携・協働しながら相談支援を展開する方針が明確化された。

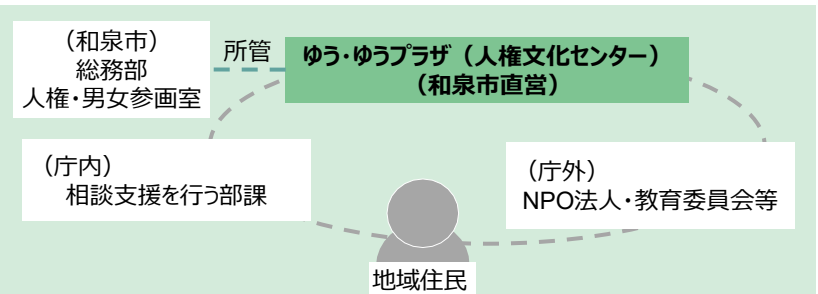
■ 取組概要

分野ごとに専門性を有する地域の実情に精通している事業者へ業務を委託し、相談事業を実施している。相談対応は対面・電話・アウトリーチにより行い、月2回の心理カウンセリングも取り入れることで、単発から継続的な相談まで幅広く受け止め、「話せる場」を提供すること自体を支援の一環として位置づけている。相談内容は、町会でのトラブルや人間関係、子ども食堂への付き添い、家族や進路に関する相談など多岐にわたり、進路相談については教育委員会とも連携して対応している。さらに、年2回開催する「支援方策委員会」において、庁内関係課が情報共有や意見交換を行い、相談を起点とした課題の広がりにも組織横断的に対応している。

■ 成果と課題

相談ニーズの多様化・複合化に対し、多機関が連携して対応できる体制の構築に取り組むとともに、地域の実情を把握した事業者が実務を担うことで、相談のしやすさが向上し、継続的な支援にもつながっている。また、庁内外の関係機関と定期的に情報共有を行うことで、相談を起点に生活課題全体を捉えた支援が可能となった。専門性と信頼性の高い総合的な相談支援が実現し、多機関連携による相談支援が地域に根づきつつある。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



連携のポイント：

庁内の定期的な部署横断の委員会の開催と、ケース単位での機関横断的な連携を並行することで、より実効性の高い支援が可能となっている。

■ 今後の展望～職員より～

現代社会では、同和問題だけでなく、性差別やハラスメント、インターネット上の差別的書き込み等、多様な課題が巻き起こっています。日々変化する社会課題に対応できるように、広く人権問題の解決に向けた教育啓発をさらに充実させていきたいです。そのために、より多くの方々にゆう・ゆうプラザ（人権文化センター）の役割を知り、関わってもらい、「開かれた施設」を目指して運営していきたいと考えています。

たつの市立総合隣保館の基本情報

- 設立年：1962年
- 職員数：2名
- 職員の本来的保有資格：教員免許
- 外部人材の活用実態：外部人材を活用している実績はない。年に10回程度、県内外の方が視察の際には、歴史の経緯や地域産業の説明を地域住民（地区推進員）の方にもお願いすることもある。
- 実施している事業：社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業を実施している。特に地域交流事業には力を入れて取り組んでいる。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターの機能を果たすため、地域交流事業として「総合隣保館まつり」を毎年1回開催している。「まつり」自体は市町合併により「たつの市」が誕生した年（2005年）よりも前から開催されており、住民が自然に集い、交流を通じて相互理解を深める場として重視されている。

■ 取組概要

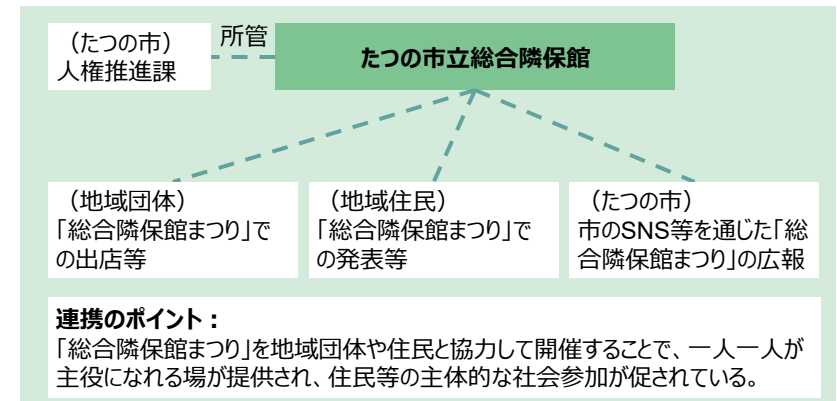
2025年12月に「第29回総合隣保館まつり」を開催。住民作品の展示、こども園の園児や小中学生、地域住民によるステージ発表、体験型企画（革工房、スポーツ体験等）のほか、自治会、消防団、NPO及び社会福祉法人等による模擬店、子ども向け企画等、三世代が参加できる内容で構成され、800人以上が来場があった。

■ 成果と課題

「総合隣保館まつり」を通じて、多くの地域住民や地域団体との連携を図っており、住民の主体的な社会参加を促す場を提供できている。

一方、2019年に実施した人権意識調査では、差別を受けている人が一定数いることが明らかになっているが、同和問題に関する相談は少ない状況にある。当館では人権相談に加え、健康相談や、生活相談等、幅広い相談に対応しているが、今後は相談しやすい環境づくりを進めるとともに隣保館の取組について更なる周知を図る必要がある。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



■ 今後の展望～職員より～

たつの市では外国の方も多く働いており、そのような方も含めて地域の方の交流の場として隣保館が存在しています。また、隣保館は社会福祉施設でもあるため、生活困窮の方等、支援を必要とする方にとっても大切な場であると認識しています。

現状も多くの方に利用いただいておりますが、引き続き、人権課題を抱えている方を含めて、より多くの地域の方に足を運んでいただけるような隣保館でありたいと考えています。

落合人権・福祉センターの基本情報

- 設立年：1981年
- 職員数：4名
- 職員の主な保有資格：隣保事業士、教員免許、保育士・幼稚園教諭免許、スポーツ推進委員、初級パラスポーツ指導員、調理師、ヘルパー2級
- 外部人材の活用実態：ひきこもり相談事業において、スクールカウンセラー、精神科デイケア経験者、傾聴経験者などを相談員として謝金付きで活用している。
- 実施している事業：社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業、広域隣保活動事業を実施している。その他、生活困窮者自立支援事業として、関係機関と連携し、家屋掃除や通院援助等の支援及び情報交換を行っている。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

ご両親が他界し、ひきこもり状態であった若者の相談を隣保館で聞くようになったことをきっかけに、より多くの方が同じような悩みを抱えているのではないかという問題意識を持つようになり、隣保館の相談機能強化事業としてひきこもり状態の方を対象とした相談事業を開始することとなった。

■ 取組概要

月に3回相談日を設け、スクールカウンセラー、長い間精神科のデイケアをされていた方、傾聴業務の経験がある方に相談員として対応いただいている。

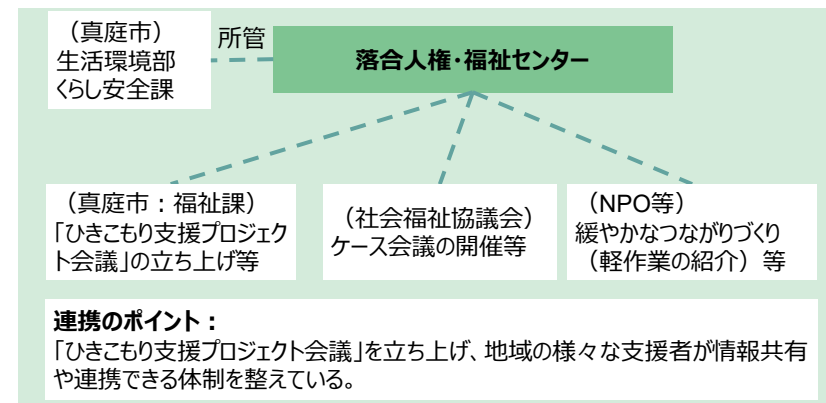
また、「ひきこもり支援プロジェクト会議」を立ち上げ、市の福祉課や社会福祉協議会、一般の方でひきこもり支援に力を入れて活動している個人の方、地域の相談役、保健所等とともに連携してひきこもり支援に取り組んでいる。

■ 成果と課題

開始当初は当館で抱えすぎており、行政や地域資源との連携がうまくできていなかった。しかし、現在では真庭市の福祉課が主導となり、他部署や専門職、地域の関係機関と連携してケース会議を開催する等、情報共有も円滑に行われている。さらに、地域のNPO等とも連携しており、ひきこもり状態の方が社会とのつながりを持てるよう、野菜を切り売りする作業を紹介したもらう等、市全体として取り組む事業となっている。

今後はピアサポーターとして、ひきこもりを経験した方にも「ひきこもり支援プロジェクト」のメンバーとして参加いただきたいと考えており、ピアサポーターを養成するための研修会等を実施する必要がある。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



■ 今後の展望～職員より～

地域住民がいつでも寄れる場所、居場所となる必要があり、それが最も大切なことだと考えています。とりわけ、差別を受けている方にとっては、相談しやすい隣保館であることが大切で、日常生活の中で、小さな困りごとをいつでも相談できる場所であることが、隣保館の存在意義と考えています。

鳥取市中央人権福祉センターの基本情報

- 設立年：1977年
- 職員数：24名
- 職員的主要な保有資格：社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭2種、産業カウンセラー、隣保事業ソーシャルワーカー、隣保事業士、等
- 外部人材の活用実態：地域食堂の実施にあたり、地域の様々なセクターの協力を得ている。
- 実施している事業：社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業を実施している。この他、生活困窮自立支援事業、重層的支援体制整備事業、地域食堂の推進、地域食堂ネットワークへの支援、孤独・孤立対策事業、フードサポート事業、食品アクセス確保対策事業にも取り組んでいる。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

「生活していく上で困難を抱えること」は人権問題であると捉え、人権侵害・差別をはじめ、福祉、就労、生活困窮、教育、住宅、環境等の各分野にわたる相談に対応している。中学生向けの「寄り添い方学習・相談支援」の中で、食事に困難を抱える子どもがいる実態が判明した。これを受け、支援スタッフの現場対応としておにぎりや味噌汁の提供を開始し、その取組が「こども食堂」となり、その後「地域食堂」として定着した。

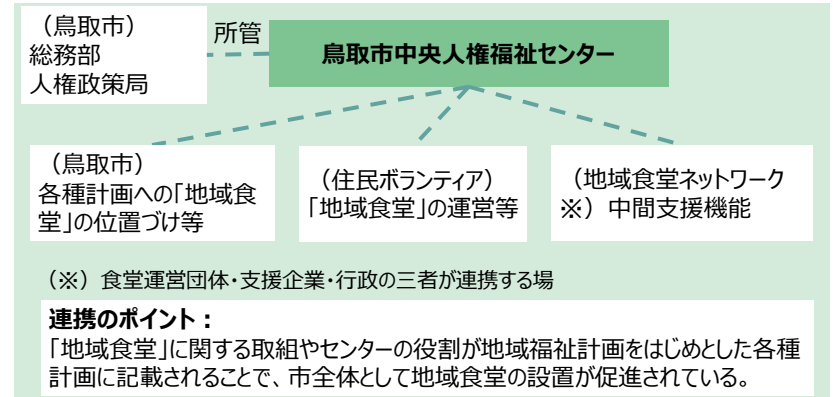
■ 取組概要

「地域食堂」は、地域住民が主体的に地域課題の解決を試みる取り組みとして運営されている。各地域食堂と中央人権福祉センターが連携し、困難を抱える方を早期に把握し支援につながることで、そこに集まる誰もが「役割・出番」を持つことができる場として展開している。さらに官民連携による「地域食堂ネットワーク」により地域食堂の立ち上げや継続的な運営を支援している。他、2015年に生活困窮者自立支援事業を、2022年には重層的支援体制整備事業を実施することとなり、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める体制を整備している。

■ 成果と課題

「地域食堂」を地域に必要な社会資源として位置づけ、全小学校区での展開を目指しており、現在は約80%の小学校区で設置されている。隣保館がない地域にも積極的に関与し、社会福祉協議会等と連携しながら「地域食堂」の設置を進めている。地域ごとの「地域食堂」を拠点としたプラットフォームの形成を支援し、住民参加と地域福祉活動の促進も図り、地域課題の解決を図る仕組みづくりを目指している。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



■ 今後の展望～職員より～

中央人権福祉センターでは、「地域食堂」の他にも、生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業、孤独・孤立対策事業等、地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。これらは隣保館の職員が隣保館の役割を主体的に考え、10年以上かけて実践してきた結果であり、一朝一夕でできたものではありません。引き継ぎ、隣保事業を「地域共生社会のプラットフォーム」として再構築する可能性を模索し、センターが果たすべき役割・仕組みづくりを検討していきます。

菅田会館の基本情報

- 設立年：1978年
- 職員数：3名
- 職員の主な保有資格：教員免許、隣保事業士 等
- 外部人材の活用実態：栄養士の資格をもった会館事業参加者や市立病院の医師、看護師、薬剤師等に講師を依頼したり、地域の学校の学生がボランティアとして事業に協力したりするなど、地域の社会資源を活用した取組を実施している。
- 実施している事業：社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業等に取り組んでいる。特に、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業には力を入れている。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

2022年の生活実態調査等から、年代ごとに異なる困りごとがあることが見えてきた。特に社会活動の活発な30～50代の方に困りごとが多いというデータが出ている。家庭の不安感については、特に一人暮らしの世帯や高齢者に多く見られた。また、地域の特徴として、県外からの移住者が多く、母親の孤立が課題となっているほか、少子高齢化や会館利用者の固定化も課題となっている。

■ 取組概要

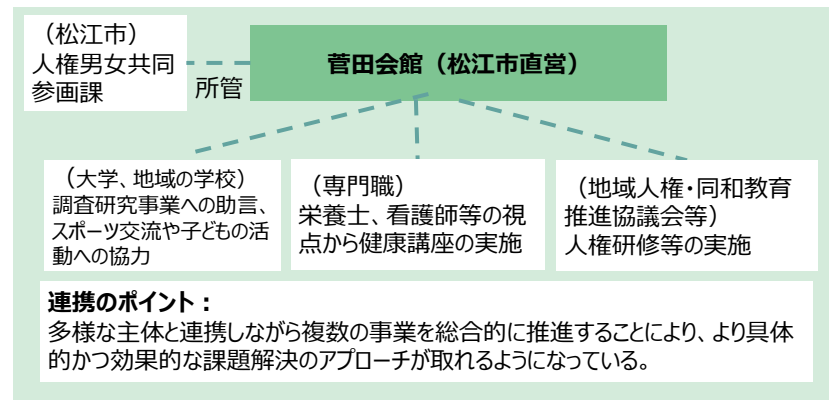
母親の孤立という課題に対しては、会館事業としてベビーマッサージを行い、母親同士や地域とのつながりができるようにすることを意識している。また、世代間交流や新しい利用者を取り込むために、県の隣保館活動支援事業を利用して島根県eスポーツ連合に委託し、菅田まちづくり会の交流事業として実施した。

この他、ボランティアや地域の関係機関との関わりが多いことも当館の特徴であり、会館利用者で栄養士の資格をもった方や市立病院の医師、看護師、薬剤師等による各種講座、工業高等専門学校等による出前授業、菅田まちづくり会や地域人権・同和教育推進協議会と連携した人権研修等が行われている。

■ 成果と課題

eスポーツを取り入れた世代間交流の取組が好評であったことを報告した結果、他の隣保館に取組が広がっている。引き続き、多世代が参加できる事業の工夫（コンテンツ設計・導線作り）や連携の構築・アプローチの仕方（連絡先、関係構築プロセスの具体手法）を学びたい。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



■ 今後の展望～職員より～

意識調査の結果からも「ここに来ると安心して利用できる、楽しい場だな」と感じてもらえることが重要だということが見えてきました。そこで、利用しやすい雰囲気づくり（職員の気配り・声かけ・来やすさの向上）や研修・啓発の充実（住民ニーズ・講師選定・ジャンルの最適化）、連携のさらなる拡大（関係機関の事業参加促進、PR強化）をめざしたいと考えています。

田村文化センターの基本情報

- 設立年：1966年
- 職員数：6名
- 職員の主な保有資格：社会福祉主事、教員免許、保育士・幼稚園教諭免許 等
- 外部人材の活用実態：プログラミング教室や子育て支援事業（英語を使ったベビーヨガやタッチケア等）をNPO法人と協働して実施している。
- 実施している事業：相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業、地域交流促進事業を総合的に実施している。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

2000年頃に香川県隣保館連絡協議会、香川県、県内隣保館設置自治体が協力して隣保館利用状況調査を実施した際、高齢者から安心して集える居場所が欲しいという意見があったことを契機に「ふれあい喫茶100円モーニング」を開始した。高齢者が定期的集まる場を設けることで、困りごとを早期に把握できると考え、取組を実施している。

■ 取組概要

地域交流事業として、高齢者が集える場（ふれあい喫茶100円モーニング、いきいき健康体操、ニコニコ健康教室、ものづくり教室 等）を提供し、地域の交流を促進するとともに、安否の確認や日常生活の困り事の確認を行っている。

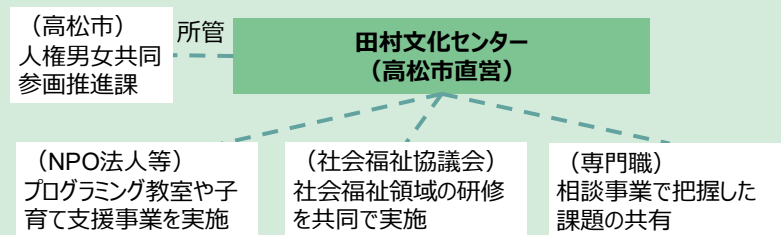
この他、地域交流促進事業として、子どもを対象にした教養講座（プログラミング教室・英語教室など）や、世代間交流を目的に季節行事（ミニ夏祭り・クリスマス会など）、年に1度の文化祭等を開催している。2025年11月に実施した文化祭では、2日間で約2,300人が来場した。これらの取組が隣保館を知ってもらう機会となっており、隣保館利用者数の増進に一役買っている

■ 成果と課題

高齢者が集える場の提供を通じて、高齢者の困りごとを早期に把握できており、実際に地方部に暮らす高齢者が車もなく買物に行くことが難しい状況であることが分かり、移動スーパーの導入につながった。

一方で、当該事業を利用する高齢者（65歳以上）は限られているため、例えば高松市のホームページを開くとすぐに当センターの行事予定が分かるようにするなど、今後は周知の仕方を工夫する必要がある。また、当該事業を担うボランティア人材の育成も課題である。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



連携のポイント：

隣保館の実践と実績を発信し、隣保館がどのような施設であるかを関係機関に知ってもらうことが連携には重要である。

■ 今後の展望今後の展望～職員より～

過去の調査から、当センターが地域住民にとって何か困り事があった場合には頼ることができる施設になっていることが分かっています。今後は、地域住民や民間団体が主体となって地域食堂やこども食堂のようなことができるような仕掛けも考えています。これにより、支援を求める方とより一層つながることができると期待しています。また、地域住民が取組の主体となることで、さらなる事業の実施にもつながるのではないかと期待しています。

うちこ福祉館の基本情報

- 設立年：1970年
- 職員数：4名
- 職員の主な保有資格：教員免許
- 外部人材の活用実態：手話サークルが週2回程度、傾聴ボランティアが月に1回程度、館内で事業を実施している。
- 実施している事業：相談事業、啓発・広報活動事業、周辺地域巡回事業、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業を実施している。特に啓発・広報活動事業と隣保館デイサービス事業は力を入れている。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

人権意識調査の結果、部落差別に遭遇した方は少なくなっているが、まだ部落差別が存在していることがわかっている。このような状況もある中で、住民向けの人権講座等を実施している。また、2000年頃、介護保険制度開始時期に高齢者の健康に対する住民の関心が高くなったことを契機に、当館の特徴的な事業の1つとして「隣保館デイサービス事業」を開始した。当事業は高齢者の健康対策だけでなく、多くの方に隣保館を利用してもらい、人権課題について知ってもらうという狙いも持って実施されている。

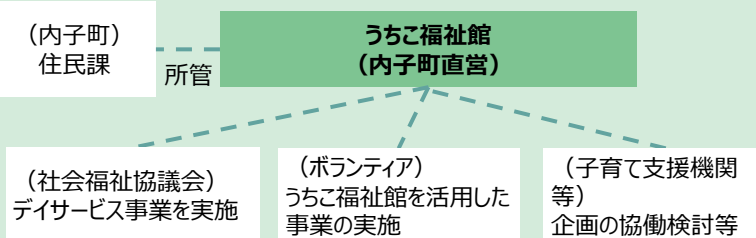
■ 取組概要

人権講座は啓発・広報活動事業として年3回実施しており、それぞれ約60人が参加している。このほか、手話サークル(ボランティア)により実施されている手話教室等を通じて、地域住民の人権意識の向上を図っている。隣保館デイサービス事業では、機能回復訓練室を作って高齢者に利用してもらっている他、健康体操、わいわい喫茶事業、健康講座、押し花教室などを実施している。社会福祉協議会も機能回復訓練室を利用し、月6回程度、高齢者向けのデイサービス事業を実施している。また、子育て世帯を対象に、人形劇や親子体操、人権学習などを組み合わせた事業も実施している。

■ 成果と課題

町民アンケートでは「人権に関する相談をする場合の相談先」として「隣保館」の回答が多く、人権啓発のための施設として地域住民に広く認識されるに至っている。年間延べ4,300人、月200～500人程度が参加する事業となっており、多くの方に隣保館を利用していただくきっかけとなっている。一方で、住民から寄せられる相談の背景は多様かつ複雑であり、一機関が単独で対応できるケースばかりではない。今後も多様な機関と連携しながら、かつ地域の変化を見ながら対応していく必要がある。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担



連携のポイント：

館に寄せられる多様な相談に対して必要な機関につなぎながら支援する取組を行っている。

■ 今後の展望～職員より～

子育て世帯への支援として、近隣の保育園や子育て支援センターとの連携事業や地域の外国人(技能実習生など)との交流も検討しています。

また、人権課題の解消に資する行政等の事業との接続・連携を強化していきたいと考えています。隣保館がこれまで行ってきた事業を行政全体でよりきめ細やかに実施していくことができれば、より効果的だと考えます。

九重町隣保館の基本情報

- 設立年：1986年
- 職員数：5名
- 外部人材の活用実態：隣保館ふれ愛ひろば（九重町隣保館を知ってもらえるように、隣保館で実施している教室に通う生徒の発表などを行うイベント）で、ボランティアとして隣保館を利用する地域住民に手伝ってもらっている。また、障害者雇用促進の一環として、週に2回、障がいのある方の働く場の支援として清掃をお願いしている。
- 実施している事業：社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業及び地域交流促進事業を実施している。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたデイサービス事業も実施している。



地域共生に向けた取組の内容

■ 取組の背景

九重町では、2024年に実施した生活実態調査や人権意識調査により、人権課題に関心がないと回答した層が約4割存在すること、また結婚場面などで心理的な差別が残存していることが明らかになった。このため、町民全体の人権への関心を更に高める必要がある。

■ 取組概要

町民を対象として、隣保館人権学習会や「人権を考える講演の夕べ」等の講演会を実施している。また、毎年12月には「いのち・愛・人権フェスティバル」を開催し、町民に人権に係る取組を発表してもらおう場としている。さらに、4年前から、九重町にある小学校6校の小学校6年生を対象に、隣保館や人権課題について学ぶ場として、隣保館学習を行っている。

この他、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたデイサービス事業を実施しており、地区内外の方が利用している。さらに、貸館事業や地域交流事業として地域住民を対象とした習い事等を開催している。

上記取組に加えて、九重町の「人権6課」が連携する場として「つながる隣保館会議」を設置・運営している。

■ 成果と課題

実態調査結果から、地域の住民の方が困ったことがあれば相談する先として隣保館が認識されていることがわかっており、様々な取組を通じて隣保館の役割が地域住民に浸透している。また、地域交流事業等を通じて住民が主体的に社会参加できているという点も、本取組の成果だと考えている。

一方で、若年層は人権課題の関心が薄い人が多いため、今後はSNS等を活用した啓発も行う必要がある。

■ 行政担当部署・地域資源との連携・役割分担

(九重町)
人権尊重・部落
差別解消推進課

所管

九重町隣保館
(九重町直営)

(九重町)
「つながる隣保館会議」の開催・他部
署連携

(小学校)
六年生を対象とした隣保館学習の受
講

連携のポイント：

「つながる隣保館会議」では、総務課、地域共生支援課、健康子育て支援課、教育振興課、社会教育課及び人権尊重・部落差別解消推進課が「人権6課」として連携し、地域生活課題の共有等を行っている。

■ 今後の展望～職員より～

九重町の地域福祉計画には、地域共生社会の実現のためには、部落差別の解消は避けておれない課題であること、部落差別解消に向けた啓発活動等を関係機関が連携して推進することが記載されています。このため「つながる隣保館会議」を開催し、様々な部署と連携し、地域課題の解決に向けた取組を行っています。昨今はインターネット上での差別が多いことが社会的課題だと認識しているので、隣保館としてこれらの人権課題にも対応していきたいと考えています。

令和7年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた隣保館の在り方に関する調査研究事業」
株式会社NTTデータ経営研究所
令和8年3月